

Ⅲ 人口集中地区

=D I D s (Densely Inhabited Districts)

人口集中地区は、昭和28年の町村合併促進法及び昭和31年の新市町村建設促進法による町村合併や新市の創設などにより市部地域が拡大され、市部・郡部別の地域表章が必ずしも都市的地域と農村的地域の特質を明りょうに示さなくなったため、この都市的地域の特質を明らかにする統計上の地域単位として、昭和35年国勢調査から新たに設定されたものである。

平成22年の国勢調査の「人口集中地区」は、以下の3点を条件として設定された。

- (1) 平成22年国勢調査基本単位区及び基本単位区内に複数の調査区がある場合は調査区（以下「基本単位区等」という。）を基礎単位地域とする。
- (2) 市区町村の境域内で人口密度の高い基本単位区等（原則として人口密度が1k㎡当たり4,000人以上）が隣接していること。
- (3) それらの隣接した地域の人口が平成22年国勢調査時に5,000人以上を有すること。

なお、個別の人口集中地区の中には、人口密度が1k㎡当たり4,000人に満たないものがあるが、これ人口集中地区が都市地域を表すという観点から、人口集中地区に常住人口の少ない公共施設、産業施設、社会施設等のある地域をふくめているためである。

本市では、荒牧の一部を除く全地域が人口集中地区となっている。

平成22年国勢調査では、人口集中地区人口が196,073人（全人口の99.9%）で、人口集中地区面積が24.89k㎡（全面積の99.8%）、人口集中地区人口密度が7,877.6人/k㎡となっている。

これを前回調査（平成17年）とくらべると、人口が3,872人（2.01%）の増加、人口密度が155.6人（2.0%）の増加となっている。